

定住自立圏の形成に関する協定書の一部を変更する協定書（案）

平成22年3月31日に倉吉市（以下「甲」という。）と三朝町（以下「乙」という。）との間で締結した定住自立圏の形成に関する協定の一部を次のとおり変更する協定を締結する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には、当該改正部分を削り、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

次の表の改正前の欄の表中太線で囲まれた部分を削る。

改正後						改正前					
別表（第4条関係）						別表（第4条関係）					
政策分野		取組の内容		役割分担		政策分野		取組の内容		役割分担	
				甲の役割	乙の役割					甲の役割	乙の役割
生活機能の強化	略					生活機能の強化	略				
	教育	鳥取県中部子ども支援センターの維持及び教育相談体制の充実	圏域における教育相談体制を維持し、及び充実するため、不登校及び不登校傾向の児童及び生徒に対する支援を維持するとともに、複雑で多様な問題を抱える未成年者に対する支援の拡充を図る。	（1）不登校及び不登校傾向の児童及び生徒に対する学校復帰に向けた支援を行っている鳥取県中部子ども支援センター（以下「子ども支援センター」という。）を維持する。（2）子ども支援センターの機能の拡充を図り、複雑で多様な問題を抱えている未成年者に対する支援を行う。	甲の運営する子ども支援センターを支援、活用する。	教育	鳥取県中部子ども支援センターの維持及び教育相談体制の充実	圏域における教育相談体制を維持し、及び充実するため、不登校の児童及び生徒に対する支援を維持するとともに、複雑で多様な問題を抱える未成年者に対する支援の拡充を図る。	（1）不登校の児童及び生徒に対する学校復帰に向けた支援を行っている鳥取県中部子ども支援センター（以下「子ども支援センター」という。）を維持する。（2）子ども支援センターの機能の拡充を図り、複雑で多様な問題を抱える未成年者に対する支援を行う。	甲の運営する子ども支援センターを活用する。	
産業振興	略					産業振興	略				
	企業誘致の推進	企業誘致の推進	圏域への企業誘致を推進するため、企業誘致	（1）圏域の企業誘致の可能な土地、空き店舗等の企業誘致に必要な情報（以	（1）甲に乙の区域の企業誘致情報を提供する。	企業誘致の推進	企業誘致の推進	圏域への企業誘致を推進するため、企業誘致	（1）圏域の企業誘致の可能な土地、空き店舗等の企業誘致に必要な情報（以	（1）甲に乙の区域の企業誘致情報を提供する。	

[illegible]

								の地産地消 の関係者と 連携して、 甲の特産品 等を活用し た地産地消 に関するイ ベントの開 催、特産品 づくり等の 支援、地産 地消の取組 に関する情 報の発信等 を行う。	の地産地消 の関係者と 連携して、 乙の特産品 等を活用し た地産地消 に関するイ ベントの開 催、特産品 づくり等の 支援、地産 地消の取組 に関する情 報の発信等 を行う。
								略	略
								略	略

この協定の締結を証するため、本書 2 通を作成し、甲及び乙が記名押印の上、各 1 通を保有する。

令和 2 年 3 月 26 日

甲 鳥取県倉吉市葵町722番地
倉吉市
倉吉市長 石田 耕太郎

乙 鳥取県東伯郡三朝町大字大瀬999番地 2
三朝町
三朝町長 松浦 弘幸

定住自立圏の形成に関する協定書の一部を変更する協定書（案）

平成22年3月31日に倉吉市（以下「甲」という。）と湯梨浜町（以下「乙」という。）との間で締結した定住自立圏の形成に関する協定の一部を次のとおり変更する協定を締結する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には、当該改正部分を削り、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

次の表の改正前の欄の表中太線で囲まれた部分を削る。

改正後						改正前					
別表（第4条関係）						別表（第4条関係）					
政策分野		取組の内容		役割分担		政策分野		取組の内容		役割分担	
				甲の役割	乙の役割					甲の役割	乙の役割
生活機能の強化	略					生活機能の強化	略				
	教育	鳥取県中部子ども支援センターの維持及び教育相談体制の充実	圏域における教育相談体制を維持し、及び充実するため、不登校及び不登校傾向の児童及び生徒に対する支援を維持するとともに、複雑で多様な問題を抱える未成年者に対する支援の拡充を図る。	（1）不登校及び不登校傾向の児童及び生徒に対する学校復帰に向けた支援を行っている鳥取県中部子ども支援センター（以下「子ども支援センター」という。）を維持する。（2）子ども支援センターの機能の拡充を図り、複雑で多様な問題を抱えている未成年者に対する支援を行う。	甲の運営する子ども支援センターを支援、活用する。	教育	鳥取県中部子ども支援センターの維持及び教育相談体制の充実	圏域における教育相談体制を維持し、及び充実するため、不登校の児童及び生徒に対する支援を維持するとともに、複雑で多様な問題を抱える未成年者に対する支援の拡充を図る。	（1）不登校の児童及び生徒に対する学校復帰に向けた支援を行っている鳥取県中部子ども支援センター（以下「子ども支援センター」という。）を維持する。（2）子ども支援センターの機能の拡充を図り、複雑で多様な問題を抱える未成年者に対する支援を行う。	甲の運営する子ども支援センターを活用する。	
産業振興	略					産業振興	略				
	企業誘致の推進	圏域への企業誘致を推進するため、企業誘致	（1）圏域の企業誘致の可能な土地、空き店舗等の企業誘致に必要な情報（以	（1）甲に乙の区域の企業誘致情報を提供する。		企業誘致の推進	圏域への企業誘致を推進するため、企業誘致	（1）圏域の企業誘致の可能な土地、空き店舗等の企業誘致に必要な情報（以	（1）甲に乙の区域の企業誘致情報を提供する。		

			に必要な情報を共有し、活用して企業誘致を行う。	下「企業誘致情報」という。)を集約し、乙に当該情報を提供する。 (2) 圏域の企業誘致情報を活用して、圏域への企業誘致を行う。 (3) 圏域の企業誘致情報を活用し、乙と連携して、圏域への企業誘致を行う。	(2) 甲から提供のあった圏域の企業誘致情報を活用して、圏域への企業誘致を行う。 (3) 圏域の企業誘致情報を活用し、甲の関西事務所と連携して、圏域への企業誘致を行う。				に必要な情報を共有し、活用して企業誘致を行う。	下「企業誘致情報」という。)を集約し、乙に当該情報を提供する。 (2) 圏域の企業誘致情報を活用して、圏域への企業誘致を行う。	(2) 甲から提供のあった圏域の企業誘致情報を活用して、圏域への企業誘致を行う。	
									企業による雇用創出を促進するため、雇用創出奨励制度を創設し、運営する。	(1) 企業による雇用創出を促進させるための検証を行う。 (2) 企業による雇用創出を促進する奨励制度の創設及び連絡調整を行う。 (3) 関連する事業に必要なとされる経費の支出を行う。	(1) 企業による雇用創出を促進させるための検証に協力する。 (2) 企業による雇用創出を促進する奨励制度の創設を行う。 (3) 関連する事業に必要なとされる経費の支出を行う。	
略												
結びつきやネットワークの強化	地域公共交通	生活地域を一体化する公共交通ネットワークの充実	生活地域を一体化する公共交通ネットワークの充実で暮らしやすさを実現し、いつまでも住	(1) 圏域における公共交通に関する協議会(以下「公共交通協議会」という。)を運営し、路線バスの再編とニーズに対応した公共交通の導入、及び利	(1) 公共交通協議会に参加し、公共交通網形成計画を推進する。			公共交通に係る効率的な運行体系の確立	圏域における公共交通の効率的な運行体系を確立するため、路線バスの運行体系の見直し	(1) 圏域における公共交通に関する協議会(以下「公共交通協議会」という。)を設置し、路線バスの運行体系の見直しに必要な調査及び研究を行い、路	(1) 公共交通協議会に参加し、この区域における路線バスの運行体系の見直しに必要な調査及び研究を行う。	

[illegible]

								の地産地消 の関係者と 連携して、 甲の特産品 等を活用し た地産地消 に関するイ ベントの開 催、特産品 づくり等の 支援、地産 地消の取組 に関する情 報の発信等 を行う。	の地産地消 の関係者と 連携して、 乙の特産品 等を活用し た地産地消 に関するイ ベントの開 催、特産品 づくり等の 支援、地産 地消の取組 に関する情 報の発信等 を行う。
								略	略
								略	略

この協定の締結を証するため、本書 2 通を作成し、甲及び乙が記名押印の上、各 1 通を保有する。

令和 2 年 3 月 26 日

- 甲 鳥取県倉吉市葵町722番地
倉吉市
倉吉市長 石田 耕太郎
- 乙 鳥取県東伯郡湯梨浜町大字久留19番地 1
湯梨浜町
湯梨浜町長 宮脇 正道

定住自立圏の形成に関する協定書の一部を変更する協定書（案）

平成22年3月31日に倉吉市（以下「甲」という。）と琴浦町（以下「乙」という。）との間で締結した定住自立圏の形成に関する協定の一部を次のとおり変更する協定を締結する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には、当該改正部分を削り、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

次の表の改正前の欄の表中太線で囲まれた部分を削る。

改正後						改正前					
別表（第4条関係）						別表（第4条関係）					
政策分野		取組の内容		役割分担		政策分野		取組の内容		役割分担	
				甲の役割	乙の役割					甲の役割	乙の役割
生活機能の強化	略					生活機能の強化	略				
	教育	鳥取県中部子ども支援センターの維持及び教育相談体制の充実	圏域における教育相談体制を維持し、及び充実するため、不登校及び不登校傾向の児童及び生徒に対する支援を維持するとともに、複雑で多様な問題を抱える未成年者に対する支援の拡充を図る。	（1）不登校及び不登校傾向の児童及び生徒に対する学校復帰に向けた支援を行っている鳥取県中部子ども支援センター（以下「子ども支援センター」という。）を維持する。 （2）子ども支援センターの機能の拡充を図り、複雑で多様な問題を抱えている未成年者に対する支援を行う。	甲の運営する子ども支援センターを支援、活用する。	教育	鳥取県中部子ども支援センターの維持及び教育相談体制の充実	圏域における教育相談体制を維持し、及び充実するため、不登校の児童及び生徒に対する支援を維持するとともに、複雑で多様な問題を抱える未成年者に対する支援の拡充を図る。	（1）不登校の児童及び生徒に対する学校復帰に向けた支援を行っている鳥取県中部子ども支援センター（以下「子ども支援センター」という。）を維持する。 （2）子ども支援センターの機能の拡充を図り、複雑で多様な問題を抱える未成年者に対する支援を行う。	甲の運営する子ども支援センターを活用する。	
産業振興	略					産業振興	略				
	企業誘致の推進	企業誘致を推進するため、企業誘致	圏域への企業誘致を推進するため、企業誘致	（1）圏域の企業誘致の可能な土地、空き店舗等の企業誘致に必要な情報（以	（1）甲に乙の区域の企業誘致情報を提供する。	企業誘致の推進	企業誘致を推進するため、企業誘致	圏域への企業誘致を推進するため、企業誘致	（1）圏域の企業誘致の可能な土地、空き店舗等の企業誘致に必要な情報（以	（1）甲に乙の区域の企業誘致情報を提供する。	

[illegible]

[illegible]

								の地産地消 の関係者と 連携して、 甲の特産品 等を活用し た地産地消 に関するイ ベントの開 催、特産品 づくり等の 支援、地産 地消の取組 に関する情 報の発信等 を行う。	の地産地消 の関係者と 連携して、 乙の特産品 等を活用し た地産地消 に関するイ ベントの開 催、特産品 づくり等の 支援、地産 地消の取組 に関する情 報の発信等 を行う。
								略	略
								略	略

この協定の締結を証するため、本書 2 通を作成し、甲及び乙が記名押印の上、各 1 通を保有する。

令和 2 年 3 月 26 日

甲 鳥取県倉吉市葵町722番地
倉吉市
倉吉市長 石田 耕太郎

乙 鳥取県東伯郡琴浦町大字徳万591番地 2
琴浦町
琴浦町長 小松 弘明

定住自立圏の形成に関する協定書の一部を変更する協定書（案）

平成22年3月31日に倉吉市（以下「甲」という。）と北栄町（以下「乙」という。）との間で締結した定住自立圏の形成に関する協定の一部を次のとおり変更する協定を締結する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には、当該改正部分を削り、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

次の表の改正前の欄の表中太線で囲まれた部分を削る。

改正後						改正前					
別表（第4条関係）						別表（第4条関係）					
政策分野		取組の内容		役割分担		政策分野		取組の内容		役割分担	
				甲の役割	乙の役割					甲の役割	乙の役割
生活機能の強化	略					生活機能の強化	略				
	教育	鳥取県中部子ども支援センターの維持及び教育相談体制の充実	圏域における教育相談体制を維持し、及び充実するため、不登校及び不登校傾向の児童及び生徒に対する支援を維持するとともに、複雑で多様な問題を抱える未成年者に対する支援の拡充を図る。	（1）不登校及び不登校傾向の児童及び生徒に対する学校復帰に向けた支援を行っている鳥取県中部子ども支援センター（以下「子ども支援センター」という。）を維持する。（2）子ども支援センターの機能の拡充を図り、複雑で多様な問題を抱えている未成年者に対する支援を行う。	甲の運営する子ども支援センターを支援、活用する。	教育	鳥取県中部子ども支援センターの維持及び教育相談体制の充実	圏域における教育相談体制を維持し、及び充実するため、不登校の児童及び生徒に対する支援を維持するとともに、複雑で多様な問題を抱える未成年者に対する支援の拡充を図る。	（1）不登校の児童及び生徒に対する学校復帰に向けた支援を行っている鳥取県中部子ども支援センター（以下「子ども支援センター」という。）を維持する。（2）子ども支援センターの機能の拡充を図り、複雑で多様な問題を抱える未成年者に対する支援を行う。	甲の運営する子ども支援センターを活用する。	
産業振興	略					産業振興	略				
	企業誘致の推進	圏域への企業誘致を推進するため、企業誘致	（1）圏域の企業誘致の可能な土地、空き店舗等の企業誘致に必要な情報（以	（1）甲に乙の区域の企業誘致情報を提供する。		企業誘致の推進	圏域への企業誘致を推進するため、企業誘致	（1）圏域の企業誘致の可能な土地、空き店舗等の企業誘致に必要な情報（以	（1）甲に乙の区域の企業誘致情報を提供する。		

			に必要な情報を共有し、活用して企業誘致を行う。	下「企業誘致情報」という。)を集約し、乙に当該情報を提供する。 (2) 圏域の企業誘致情報を活用して、圏域への企業誘致を行う。 (3) 圏域の企業誘致情報を活用し、乙と連携して、圏域への企業誘致を行う。	(2) 甲から提供のあった圏域の企業誘致情報を活用して、圏域への企業誘致を行う。 (3) 圏域の企業誘致情報を活用し、甲の関西事務所と連携して、圏域への企業誘致を行う。				に必要な情報を共有し、活用して企業誘致を行う。	下「企業誘致情報」という。)を集約し、乙に当該情報を提供する。 (2) 圏域の企業誘致情報を活用して、圏域への企業誘致を行う。	(2) 甲から提供のあった圏域の企業誘致情報を活用して、圏域への企業誘致を行う。	
									企業による雇用創出を促進するため、雇用創出奨励制度を創設し、運営する。	(1) 企業による雇用創出を促進させるための検証を行う。 (2) 企業による雇用創出を促進する奨励制度の創設及び連絡調整を行う。 (3) 関連する事業に必要なとされる経費の支出を行う。	(1) 企業による雇用創出を促進させるための検証に協力する。 (2) 企業による雇用創出を促進する奨励制度の創設を行う。 (3) 関連する事業に必要なとされる経費の支出を行う。	
略												
結びつきやネットワークの強化	地域公共交通	生活地域を一体化する公共交通ネットワークの充実	生活地域を一体化する公共交通ネットワークの充実で暮らしやすさを実現し、いつまでも住	(1) 圏域における公共交通に関する協議会(以下「公共交通協議会」という。)を運営し、路線バスの再編とニーズに対応した公共交通の導入、及び利	(1) 公共交通協議会に参加し、公共交通網形成計画を推進する。		結びつきやネットワークの強化	地域公共交通	公共交通に係る効率的な運行体系の確立	圏域における公共交通の効率的な運行体系を確立するため、路線バスの運行体系の見直し	(1) 圏域における公共交通に関する協議会(以下「公共交通協議会」という。)を設置し、路線バスの運行体系の見直しに必要な調査及び研究を行い、路	(1) 公共交通協議会に参加し、この区域における路線バスの運行体系の見直しに必要な調査及び研究の調整を行う。

[illegible]

								の地産地消 の関係者と 連携して、 甲の特産品 等を活用し た地産地消 に関するイ ベントの開 催、特産品 づくり等の 支援、地産 地消の取組 に関する情 報の発信等 を行う。	の地産地消 の関係者と 連携して、 乙の特産品 等を活用し た地産地消 に関するイ ベントの開 催、特産品 づくり等の 支援、地産 地消の取組 に関する情 報の発信等 を行う。
								略	略
								略	略

この協定の締結を証するため、本書 2 通を作成し、甲及び乙が記名押印の上、各 1 通を保有する。

令和 2 年 3 月 26 日

甲 鳥取県倉吉市葵町722番地
倉吉市
倉吉市長 石田 耕太郎

乙 鳥取県東伯郡北栄町由良宿423番地 1
北栄町
北栄町長 松本 昭夫